

【IV】参 考 資 料



沖縄県所得向上応援企業認証制度

1 中小企業者等について

(1) 「中小企業者」及び「小規模企業者」

①中小企業者の範囲

中小企業者の範囲については、中小企業基本法において、おおむね次のように定めており、中小企業支援法第2条によると、中小企業者の定義について、次の各号の「いずれかに該当する者」としている。

業 種	常時雇用する従業員・資本金規模
① 製造業・建設業・運輸業 その他の業種（②～④を除く）	300 人以下又は3 億円以下
② 卸 売 業	100 人以下又は1 億円以下
③ サ ー ビ ス 業	100 人以下又は5 千万円以下
④ 小 売 業	50 人以下又は5 千万円以下

つまり、従業員規模か資本金規模のどちらかが上記の条件を満たしていれば中小企業者となる。たとえば、工業の場合は従業員数が300人以下の企業であれば、その資本金が3億円を超えていても中小企業者である。

また、中小企業支援法施行令では、次の業種について以下の通り定めている。

①製造業

- ・ゴム製品製造業…常時雇用する従業員 900 人以下

③サービス業

- ・ソフトウェア業・情報処理サービス業…常時雇用する従業員 300 人以下
- ・旅館業…常時雇用する従業員 200 人以下

② 小規模企業者の範囲

中小企業基本法で定める小規模企業者の範囲は、次のとおりとなっている。

なお、平成26年6月27日に制定された「小規模企業振興基本法」においても、小規模企業者については、中小企業基本法の定めのとおりとなっている。

業 種	従 業 員 規 模
製造業 ・ その他 商 業 ・ サービス業	常時雇用する従業員の数が20 人以下 常時雇用する従業員の数が5 人以下

また、次の業種については、中小企業関連法における政令に基づき、以下のとおり定めている。

- ・ 宿泊業・娯楽業（サービス業）…常時雇用する従業員 20 人以下

問い合わせ先	商工労働部中小企業支援課 TEL 098-866-2343 FAX 098-861-4661
--------	--

(2) 沖縄県中小企業の振興に関する条例について

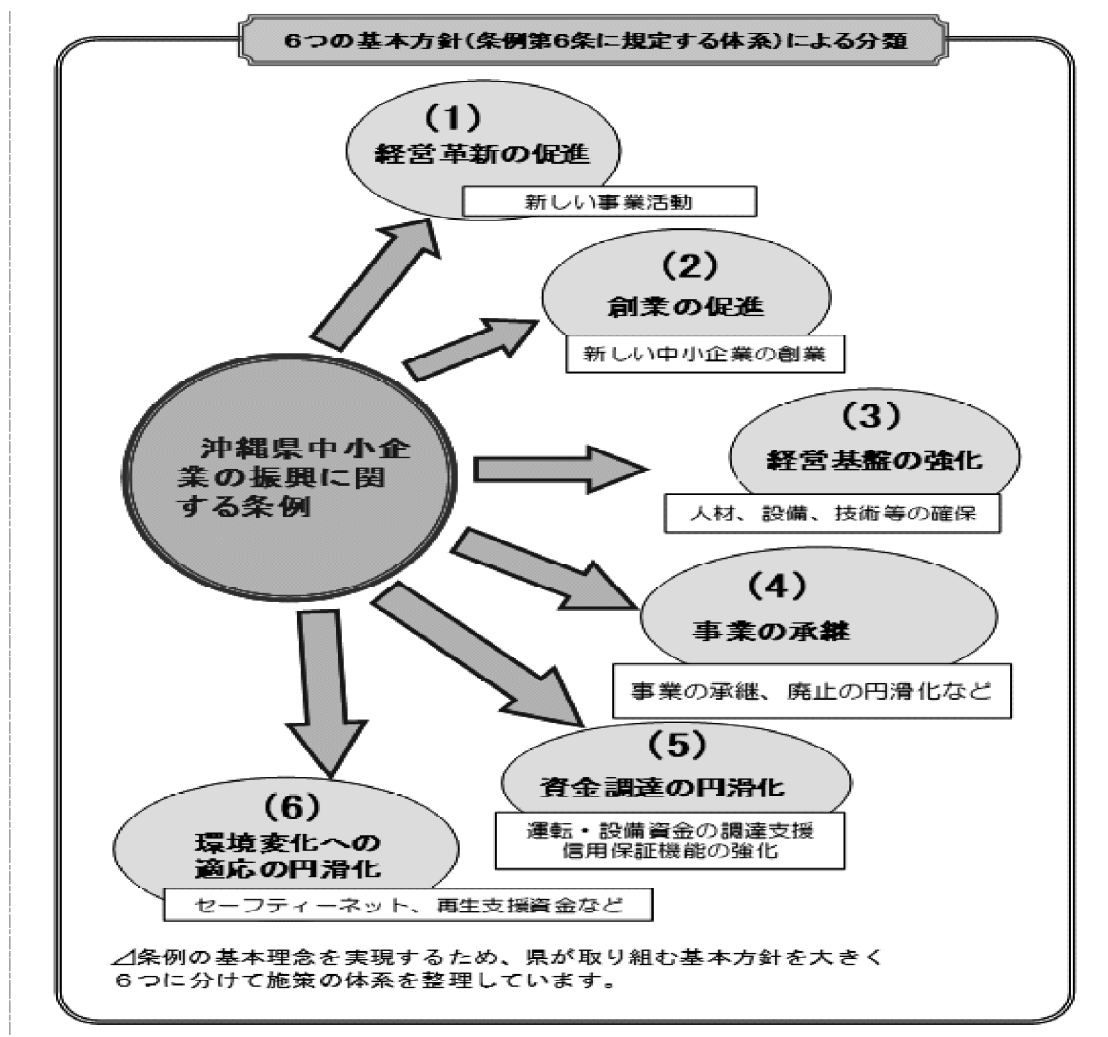
① 制定の経緯及び背景

沖縄県では、平成20年3月に「沖縄県中小企業の振興に関する条例」を制定し、中小企業振興に関する基本理念及び中小企業関係者等の役割を示し、関係者間の共通認識を図るとともに、政策決定過程に中小企業関係者の意見を反映させるため、中小企業関係者で構成する「中小企業振興会議」を設置し、関係者の意見等を踏まえた効果的な中小企業振興施策を充実させ、総合的に推進する仕組みを構築してきたところ。

しかし、平成26年に国が「小規模企業振興基本法」を制定し、小規模事業者に関する商工会等の新たな役割が追加されたことを踏まえ、小規模事業者を含めた中小企業振興施策に更に取り組む必要性や、脆弱な経営基盤強化のための中小企業関連団体への加入の努力義務のほか、全国最低水準の労働生産性や全国と比べ高い後継者不在率といった新たな課題に対応し、より一層、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進する必要があることから令和2年3月に一部改正を行った。

② 基本方針

沖縄県では、本条例の基本理念を実現するため、県が取り組む事項（基本方針）を大きく6つに分けて規定している。



問い合わせ先 商工労働部中小企業支援課 TEL 098-866-2343 FAX 098-861-4661

**沖縄県中小企業の振興に関する条例
(平成20年沖縄県条例第18号)**

目次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 基本方針（第6条）
- 第3章 施策の策定等に関し県が講ずる措置（第7条―第13条）

附則
第1章 総則
(目的)

第1条 この条例は、中小企業（小規模企業を含む。以下同じ。）の振興について、その基本理念、県の施策に関する基本方針及び県の施策の策定過程における中小企業者その他の関係者の意見を反映させる手続その他県が講ずる措置を定めるとともに、県並びに中小企業者及び中小企業関連団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。
(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 経営の革新 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第2項に規定する経営の革新をいう。
- (3) 経営資源 中小企業基本法第2条第4項に規定する資源をいう。
- (4) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 産学行政の連携 事業者（経済団体を含む。第11条において同じ。）、大学等（大学若しくは高等専門学校又はこれらに附属する研究機関をいう。第11条において同じ。）又は国（独立行政法人及び政府関係金融機関を含む。第11条において同じ。）、県若しくは市町村が相互に密接な連携を図ることをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業は、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、県民生活に必要な物資や役務を提供することにより本県の経済及び県民生活の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、離島その他の地域における経済の活性化及び県民生活の利便性の向上を促進する等本県経済の発展及び県民生活の向上に重要な役割を有するものであることにかんがみ、その振興については、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されること及び中小企業の事業活動の活性化の効果が地域の活性化に寄与し、地域の活性化が中小企業の成長発展をさらに促進させることを旨として図られなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(中小企業者及び中小企業関連団体の努力)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に即応して、自主的にその経営の向上を図るよう努めなければならない。

- 2 中小企業者の事業の共同化のための組織その他の中小企業に関する団体（次項及び第4項において「中小企業関連団体」という。）は、中小企業者とともに、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 中小企業者は、その経営能力の向上を図るため、中小企業関連団体に加入するよう努めるものとする。
- 4 中小企業者及び中小企業関連団体は、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

第2章 基本方針

第6条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者の情報通信技術の活用による生産性の向上その他の経営の革新の促進を図ること。
- (2) 中小企業の創業の促進を図ること。
- (3) 中小企業の経営基盤の強化を図ること。

- (4) 中小企業者の事業の承継又は廃止の円滑化を図ること。
- (5) 中小企業者の資金調達の円滑化を図ること。
- (6) 経済的社会的環境の著しい変化への中小企業者の適応の円滑化を図ること。

第3章 施策の策定等に関し県が講ずる措置

(中小企業者その他の関係者の意見の反映)

第7条 知事は、中小企業の振興に関する施策の策定に当たっては、当該施策に中小企業者その他の関係者の意見を反映させるため、中小企業者その他の関係者に対し、当該施策に関する情報を提供し、当該施策について意見を述べる機会を付与するとともに、中小企業者その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るための措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の規定により意見が述べられた場合にあっては、当該意見（次項において「提出意見」という。）を十分に考慮して、中小企業の振興に関する施策を策定しなければならない。

3 知事は、中小企業の振興に関する施策を策定した場合には、遅滞なく次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 当該施策を講ずることとする理由又は目的及び当該施策の内容

(2) 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）

(3) 提出意見を考慮した結果及びその理由

4 前項の規定による公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他適切な方法により行うものとする。
(基本方針を踏まえた支援計画の策定等)

第8条 知事は、中小企業支援法第4条第1項に規定する中小企業支援事業の実施に関する計画（以下「支援計画」という。）を定めるに当たっては、同条第2項の規定によるほか、第6条の基本方針を踏まえるものとする。

2 前条第1項及び第2項の規定は、支援計画を定める場合について準用する。

3 知事は、支援計画を定めた場合には、遅滞なくこれを公表しなければならない。この場合においては、前条第4項の規定を準用する。

(支援計画に定めた事業の実施状況の公表)

第9条 知事は、毎年、支援計画に定めた事業の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。この場合においては、第7条第4項の規定を準用する。

(施策実施上の配慮)

第10条 県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が中小企業の経営に及ぼす影響について十分に配慮し、独立した中小企業者の自主的な努力を阻害することのないようにしなければならない。

2 県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、中小企業の事業活動が離島その他の地域における経済及び県民生活に及ぼす影響について十分に配慮し、中小企業の事業活動の活性化の効果が地域の活性化に寄与することとなるよう努めなければならない。

3 県は、小規模企業者に対して中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、融資その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うものとする。

(産学行政の連携の確保)

第11条 県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が適切に実施されるよう、必要に応じ、事業者、大学等又は国若しくは市町村に対し、産学行政の連携について必要な協力を求めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 県は、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第13条 県は、市町村が行う中小企業の振興に関する施策について、市町村の求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 都道府県別規模別企業数、従業者総数、常時雇用者数（民営・非1次産業、2021年）

①企業数（会社+個人事業者）

	中小企業				大企業		合計	
	企業数	構成比(%)	うち小規模企業		企業数	構成比(%)	企業数	構成比(%)
			企業数	構成比(%)				
北海道	131,874	99.8	111,552	84.4	242	0.2	132,116	100.0
青森県	35,887	99.9	30,741	85.6	42	0.1	35,929	100.0
岩手県	33,245	99.8	28,411	85.3	50	0.2	33,295	100.0
宮城県	56,023	99.8	47,232	84.1	119	0.2	56,142	100.0
秋田県	29,042	99.9	25,147	86.5	24	0.1	29,066	100.0
山形県	34,593	99.8	30,178	87.1	53	0.2	34,646	100.0
福島県	53,235	99.9	45,930	86.2	55	0.1	53,290	100.0
茨城県	72,818	99.9	63,189	86.7	82	0.1	72,900	100.0
栃木県	53,541	99.9	46,468	86.7	80	0.1	53,621	100.0
群馬県	58,555	99.9	50,779	86.6	87	0.1	58,642	100.0
埼玉県	150,113	99.8	129,638	86.2	228	0.2	150,341	100.0
千葉県	114,104	99.8	97,252	85.1	209	0.2	114,313	100.0
東京都	413,408	98.9	336,759	80.6	4,580	1.1	417,988	100.0
神奈川県	183,675	99.7	156,138	84.8	522	0.3	184,197	100.0
新潟県	67,093	99.8	57,987	86.3	123	0.2	67,216	100.0
富山県	31,390	99.7	26,750	85.0	82	0.3	31,472	100.0
石川県	36,839	99.8	31,827	86.2	78	0.2	36,917	100.0
福井県	26,868	99.8	23,382	86.9	46	0.2	26,914	100.0
山梨県	28,526	99.9	25,185	88.2	26	0.1	28,552	100.0
長野県	66,551	99.8	58,519	87.8	111	0.2	66,662	100.0
岐阜県	64,426	99.9	55,559	86.1	88	0.1	64,514	100.0
静岡県	108,727	99.8	93,732	86.1	190	0.2	108,917	100.0
愛知県	195,313	99.7	161,194	82.3	599	0.3	195,912	100.0
三重県	46,382	99.8	39,503	85.0	77	0.2	46,459	100.0
滋賀県	32,195	99.8	27,434	85.1	55	0.2	32,250	100.0
京都府	74,822	99.8	64,233	85.6	177	0.2	74,999	100.0
大阪府	261,653	99.6	218,624	83.2	966	0.4	262,619	100.0
兵庫県	134,030	99.8	113,737	84.7	272	0.2	134,302	100.0
奈良県	30,062	99.9	25,807	85.8	21	0.1	30,083	100.0
和歌山県	31,817	99.9	27,879	87.6	19	0.1	31,836	100.0
鳥取県	14,623	99.9	12,318	84.1	18	0.1	14,641	100.0
島根県	19,550	99.9	16,866	86.2	22	0.1	19,572	100.0
岡山県	50,112	99.8	42,494	84.6	88	0.2	50,200	100.0
広島県	77,919	99.8	66,177	84.8	150	0.2	78,069	100.0
山口県	34,128	99.9	28,834	84.4	46	0.1	34,174	100.0
徳島県	23,237	99.9	20,414	87.8	22	0.1	23,259	100.0
香川県	28,593	99.8	24,590	85.9	48	0.2	28,641	100.0
愛媛県	39,605	99.8	34,069	85.9	63	0.2	39,668	100.0
高知県	22,403	99.9	19,678	87.8	19	0.1	22,422	100.0
福岡県	130,936	99.8	109,179	83.2	304	0.2	131,240	100.0
佐賀県	22,383	99.9	19,048	85.0	22	0.1	22,405	100.0
長崎県	38,236	99.9	32,972	86.2	31	0.1	38,267	100.0
熊本県	46,778	99.9	40,033	85.5	52	0.1	46,830	100.0
大分県	31,967	99.9	27,383	85.6	32	0.1	31,999	100.0
宮崎県	31,861	99.9	27,508	86.2	39	0.1	31,900	100.0
鹿児島県	45,780	99.9	39,777	86.8	47	0.1	45,827	100.0
沖縄県	44,368	99.9	37,705	84.9	56	0.1	44,424	100.0
合計	3,359,286	99.7	2,849,811	84.6	10,362	0.3	3,369,648	100.0

資料：中小企業庁「2022年版中小企業白書-付属統計資料」再編加工

(注) 1. 会社以外の法人及び農林漁業は含まれていない。

2. 企業の区分については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）による。

※(1)「中小企業者」及び「小規模事業者」参照

3. 2. の条件の区分では、中小企業基本法以外の中小企業関連法令において中小企業又は小規模企業として扱われる企業の数に反映されている。

4. 小規模企業の構成比は全企業数に占める割合とする。

5. 「経済センサス基礎調査」では、(1) 商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の捕捉範囲を拡大しており、(2) 本社等の事業主が支所等の情報も一括して報告する本社等一括調査を導入しているため、過去の中小企業白書の付属統計資料の「事業所・企業統計調査」による結果と単純に比較することは適切ではない。

6. 数値は、2021（令和3）年時点のものである。

(3) 都道府県別規模別企業数、従業者総数、常時雇用者数（民営・非1次産業、2021 年）

②従業者総数（会社+個人事業者）

	中小企業				大企業		合計	
	従業者総数 (人)	構成比(%)	うち小規模企業 従業者総数(人)	構成比(%)	従業者総数(人)	構成比(%)	従業者総数(人)	構成比(%)
北海道	1,200,476	84.4	379,980	26.7	221,674	15.6	1,422,150	100.0
青森県	296,204	91.5	100,579	31.1	27,640	8.5	323,844	100.0
岩手県	277,788	89.0	95,922	30.7	34,161	11.0	311,949	100.0
宮城県	534,626	86.1	166,830	26.9	86,105	13.9	620,731	100.0
秋田県	233,966	91.5	81,953	32.1	21,665	8.5	255,631	100.0
山形県	276,578	91.0	97,802	32.2	27,221	9.0	303,799	100.0
福島県	465,206	88.0	161,532	30.6	63,404	12.0	528,610	100.0
茨城県	607,861	87.9	222,682	32.2	83,852	12.1	691,713	100.0
栃木県	426,392	86.2	160,591	32.5	68,465	13.8	494,857	100.0
群馬県	495,630	82.4	169,907	28.3	105,804	17.6	601,434	100.0
埼玉県	1,329,245	81.7	446,895	27.5	298,329	18.3	1,627,574	100.0
千葉県	1,002,570	75.9	332,264	25.2	318,154	24.1	1,320,724	100.0
東京都	6,187,709	44.3	1,147,927	8.2	7,782,073	55.7	13,969,782	100.0
神奈川県	1,761,827	72.9	523,524	21.7	654,363	27.1	2,416,190	100.0
新潟県	589,333	84.4	198,559	28.4	108,997	15.6	698,330	100.0
富山県	292,389	81.6	93,468	26.1	66,110	18.4	358,499	100.0
石川県	328,962	85.0	107,894	27.9	57,965	15.0	386,927	100.0
福井県	225,341	88.6	82,917	32.6	29,081	11.4	254,422	100.0
山梨県	214,858	92.4	82,197	35.4	17,588	7.6	232,446	100.0
長野県	535,873	87.3	189,785	30.9	77,612	12.7	613,485	100.0
岐阜県	561,782	84.0	191,080	28.6	107,027	16.0	668,809	100.0
静岡県	970,490	83.3	315,007	27.0	195,100	16.7	1,165,590	100.0
愛知県	2,255,826	72.0	578,466	18.5	879,067	28.0	3,134,893	100.0
三重県	403,698	88.3	137,509	30.1	53,651	11.7	457,349	100.0
滋賀県	286,326	84.7	93,576	27.7	51,759	15.3	338,085	100.0
京都府	658,054	73.6	214,481	24.0	235,978	26.4	894,032	100.0
大阪府	2,894,237	68.5	763,692	18.1	1,328,011	31.5	4,222,248	100.0
兵庫県	1,186,345	84.1	382,435	27.1	224,455	15.9	1,410,800	100.0
奈良県	233,393	95.6	85,971	35.2	10,637	4.4	244,030	100.0
和歌山県	227,970	89.2	88,983	34.8	27,630	10.8	255,600	100.0
鳥取県	126,810	96.1	41,891	31.8	5,096	3.9	131,906	100.0
島根県	157,571	91.3	57,675	33.4	15,036	8.7	172,607	100.0
岡山県	472,382	82.5	149,302	26.1	100,166	17.5	572,548	100.0
広島県	761,838	75.2	228,166	22.5	251,422	24.8	1,013,260	100.0
山口県	300,296	80.9	99,602	26.8	70,694	19.1	370,990	100.0
徳島県	165,258	89.9	66,408	36.1	18,652	10.1	183,910	100.0
香川県	256,306	87.0	84,037	28.5	38,386	13.0	294,692	100.0
愛媛県	337,101	88.4	118,870	31.2	44,182	11.6	381,283	100.0
高知県	162,114	91.3	64,265	36.2	15,418	8.7	177,532	100.0
福岡県	1,318,611	77.3	376,444	22.1	386,198	22.7	1,704,809	100.0
佐賀県	182,891	88.9	64,714	31.4	22,894	11.1	205,785	100.0
長崎県	286,875	94.7	108,287	35.8	15,924	5.3	302,799	100.0
熊本県	388,955	92.7	136,952	32.6	30,711	7.3	419,666	100.0
大分県	273,521	93.7	93,235	31.9	18,485	6.3	292,006	100.0
宮崎県	242,586	94.0	89,683	34.7	15,502	6.0	258,088	100.0
鹿児島県	355,098	91.7	133,504	34.5	32,276	8.3	387,374	100.0
沖縄県	349,274	89.7	118,479	30.4	40,210	10.3	389,484	100.0
合計	33,098,442	69.7	9,725,922	20.5	14,384,830	30.3	47,483,272	100.0

資料：中小企業庁「2022年版中小企業白書-付属統計資料」再編加工

(注) 1. 会社以外の法人及び農林漁業は含まれていない。

2. 企業の区分については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）による。

※(1)「中小企業者」及び「小規模事業者」参照

3. 2. の条件の区分では、中小企業基本法以外の中小企業関連法令において中小企業又は小規模企業として扱われる企業の数が反映されている。

4. 小規模企業の構成比は全企業数に占める割合とする。

5. 「経済センサス基礎調査」では、(1)商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の捕捉範囲を拡大しており、(2)本社等の事業主が支所等の情報も一括して報告する本社等一括調査を導入しているため、過去の中小企業白書の付属統計資料の「事業所・企業統計調査」による結果と単純に比較することは適切ではない。

6. 数値は、2021（令和3）年時点のものである。

(3) 都道府県別規模別企業数、従業者総数、常時雇用者数（民営・非1次産業、2021年）

③常用雇用者数（会社+個人事業者）

	中小企業				大企業		合計	
	常用雇用者数(人)	構成比(%)	うち小規模企業 常用雇用者数(人)	構成比(%)	常用雇用者数(人)	構成比(%)	常用雇用者数(人)	構成比(%)
北海道	969,836	81.7	204,531	17.2	217,955	18.3	1,187,791	100.0
青森県	969,836	81.7	204,531	17.2	217,955	18.3	1,187,791	100.0
岩手県	220,295	86.7	50,945	20.0	33,887	13.3	254,182	100.0
宮城県	432,558	83.4	89,539	17.3	86,150	16.6	518,708	100.0
秋田県	185,205	90.3	43,140	21.0	19,873	9.7	205,078	100.0
山形県	215,626	86.5	48,905	19.6	33,710	13.5	249,336	100.0
福島県	370,317	85.5	85,696	19.8	62,905	14.5	433,222	100.0
茨城県	479,920	87.1	118,368	21.5	71,212	12.9	551,132	100.0
栃木県	331,053	82.8	83,133	20.8	68,618	17.2	399,671	100.0
群馬県	393,308	78.9	87,938	17.6	105,405	21.1	498,713	100.0
埼玉県	1,071,613	78.4	238,755	17.5	295,544	21.6	1,367,157	100.0
千葉県	803,532	71.7	175,985	15.7	317,703	28.3	1,121,235	100.0
東京都	5,406,797	41.2	610,896	4.7	7,723,682	58.8	1,842,881	100.0
神奈川県	1,442,466	68.9	274,721	13.1	651,300	31.1	2,093,766	100.0
新潟県	473,151	82.1	106,827	18.5	103,290	17.9	576,441	100.0
富山県	237,678	78.6	50,851	16.8	64,589	21.4	302,267	100.0
石川県	259,232	83.3	62,684	20.2	51,838	16.7	311,070	100.0
福井県	178,430	86.6	47,293	22.9	27,703	13.4	206,133	100.0
山梨県	165,053	90.4	41,561	22.8	17,500	9.6	182,553	100.0
長野県	419,415	84.5	95,683	19.3	77,176	15.5	496,591	100.0
岐阜県	449,285	80.7	100,737	18.1	107,782	19.3	557,067	100.0
静岡県	785,448	79.8	167,377	17.0	199,155	20.2	984,603	100.0
愛知県	1,850,839	66.5	342,238	12.3	931,534	33.5	2,782,373	100.0
三重県	321,020	86.4	79,937	21.5	50,475	13.6	371,495	100.0
滋賀県	221,847	80.7	52,566	19.1	52,967	19.3	274,814	100.0
京都府	520,611	69.3	107,986	14.4	230,556	30.7	751,167	100.0
大阪府	2,426,455	65.0	407,502	10.9	1,308,509	35.0	3,734,964	100.0
兵庫県	949,972	81.1	196,935	16.8	221,346	18.9	1,171,318	100.0
奈良県	179,163	94.5	41,975	22.1	10,390	5.5	189,553	100.0
和歌山県	174,159	86.4	44,225	21.9	27,401	13.6	201,560	100.0
鳥取県	101,896	95.3	22,651	21.2	5,006	4.7	106,902	100.0
島根県	122,739	89.5	30,645	22.3	14,425	10.5	137,164	100.0
岡山県	383,780	79.4	79,516	16.5	99,536	20.6	483,316	100.0
広島県	623,809	71.5	121,810	14.0	248,389	28.5	872,198	100.0
山口県	243,292	77.6	53,956	17.2	70,227	22.4	313,519	100.0
徳島県	123,765	87.0	32,350	22.7	18,491	13.0	142,256	100.0
香川県	205,026	84.3	43,772	18.0	38,093	15.7	243,119	100.0
愛媛県	266,288	85.9	63,059	20.3	43,691	14.1	309,979	100.0
高知県	123,055	89.0	32,282	23.3	15,263	11.0	138,318	100.0
福岡県	1,085,780	74.0	201,572	13.7	381,221	26.0	1,467,001	100.0
佐賀県	143,513	86.6	34,172	20.6	22,212	13.4	165,725	100.0
長崎県	222,223	93.4	56,213	23.6	15,590	6.6	237,813	100.0
熊本県	305,305	91.0	70,922	21.1	30,365	9.0	335,670	100.0
大分県	218,532	92.3	49,358	20.8	18,327	7.7	236,859	100.0
宮崎県	187,965	92.5	45,527	22.4	15,296	7.5	203,261	100.0
鹿児島県	272,280	89.6	66,620	21.9	31,783	10.4	304,018	100.0
沖縄県	279,010	88.3	63,400	20.1	37,050	11.7	316,060	100.0
合計	27,812,378	89.7	5,331,285	17.2	14,493,075	46.7	31,017,810	100.0

資料：中小企業庁「2022年版中小企業白書-付属統計資料」再編加工

(注) 1. 会社以外の法人及び農林漁業は含まれていない。

2. 企業の区分については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）による。

※(1)「中小企業者」及び「小規模事業者」参照

3. 2. の条件の区分では、中小企業基本法以外の中小企業関連法令において中小企業又は小規模企業として扱われる企業の数が反映されている。

4. 小規模企業の構成比は全企業数に占める割合とする。

5. 「経済センサス基礎調査」では、(1)商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の捕捉範囲を拡大しており、(2)本社等の事業主が支所等の情報も一括して報告する本社等一括調査を導入しているため、過去の中小企業白書の附属統計資料の「事業所・企業統計調査」による結果と単純に比較することは適切ではない。

6. 数値は、2021（令和3）年時点のものである。

2 資金調達・設備導入制度

(1) 令和7年度 沖縄県融資制度

資金名		融資条件等	融資対象	融資限度額 (単位 万円)	融資期間 (据置期間)	融資利率 (固定) %	保証料率 (%)※
事業 歴 が 1 年 以 上 の 事 業 者	短期運転		短期的な運転資金を必要とする中小企業者	運転のみ 5,000	1年(6カ月)	2.05	0.45～1.00
	小規模 企業 対策	一般貸付	従業員20人以下の企業(商業・サービス業は5人以下)※宿泊業及び娯楽業は20人以下	運転・設備併せて 2,000	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	1.80 ★1.60	0.40～0.80
		特別小口貸付	中小企業信用保険法に規定する特別小口保険該当者に対する無担保無保証人制度			1.70 ★1.50	0.60
	小口零細企業		従業員20人以下の企業で、既存の保証協会の保証付融資残高との合計が2,000万円以下の小規模企業者(商業・サービス業は5人以下)※宿泊業及び娯楽業は20人以下	運転・設備併せて既存の保証協会の保証付融資残高との合計で 2,000	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	1.70	0.45～1.00
	経営振興		中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて 8,000	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	2.15	0.45～1.00
	経営者保証非提供促進		法人である中小企業者、協同組合等で、次の両方又はいずれかを満たすもの ①保証申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと ②保証申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと ※国の「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証(国補助制度)」を適用	運転・設備併せて 8,000	運転・設備 10年(1年)	2.10	両方満たす場合 0.60～1.15 いずれかを満たす場合 0.80～1.35
	新事業分野進出		事業転換や多角化により新たな事業分野に進出する中小企業者、協同組合等	(事業転換の場合) 運転・設備併せて 10,000 (多角化の場合) 運転・設備併せて 7,000	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	1.50	0.35～0.75
	雇用創出促進		事業拡大や多角化計画に基づき、新たに従業員を雇い入れ、又は働き方改革に取り組む中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて 8,000	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	1.50	0.35～0.75
	組織 強化 育成	一般貸付	協同組合等及び構成企業	1組合あたり 共同事業資金 5,000 転貸資金 30,000 (※1転貸先 3,000)	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	1.75(※)	0.40～0.80
		セーフティネット貸付	売上の減少等により資金繰りが厳しくなっている商工業関係組合及び構成企業	1組合員あたり 3,000 ※転貸資金は一般貸付のみ			0.60
	中小企業 セーフティネット		①最近3ヶ月又は6ヶ月の売上高が前年同期比で5%以上減少している中小企業者、協同組合等 ②倒産企業等に債権を有し、当該企業への取引依存度が10%以上ある中小企業者、協同組合等 ③製品等原価のうち10%以上を占める原油・原材料等の仕入価格が10%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない中小企業者、協同組合等 ④知事が認定する災害等により被害を受けた中小企業者、協同組合等 ⑤中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証3号、4号、5号又は7号の認定を受けた中小企業者、協同組合等 ⑥中小企業信用保険法に基づく危機関連保証の認定を受けた中小企業者、協同組合等	①～③、⑤(7号のみ) 運転のみ 3,000 ④、⑤(7号以外)、⑥ 運転・設備併せて 3,000	①～③、⑤(7号のみ) 運転・7年(1年) ④、⑤(7号以外)、⑥ 運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	下記以外 1.60 ④ 0.90 ⑤(4号のみ)、⑥ 0.80	下記以外 0.40～0.80 ④、⑤(4号のみ)、⑥ 0.00

中小企業再生支援	一般貸付	県内で3年以上継続して事業を営む中小企業者(NPO法人除く)、協同組合等で、沖縄県中小企業活性化協議会、おきなわ経営サポート会議等の支援を受けて作成した再生計画に従い事業再生を行うもの ※国の「 経営改善サポート保証 」を適用	運転・設備併せて 8,000 ※既存の沖縄県信用保証協会保証付融資の借換も可	運転・設備 15年(1年)	取扱金融機関所定金利	0.50(責任共有) 0.70(責任共有外)
	経営改善・再生支援強化貸付(●)	県内で1年以上継続して事業を営む中小企業者(NPO法人除く)、協同組合等で、沖縄県中小企業活性化協議会、おきなわ経営サポート会議等の支援を受けて作成した再生計画に従い事業再生を行うもの ※国の「 経営改善サポート保証(経営改善・再生支援強化型) 」を適用	運転・設備併せて 8,000 ※既存の沖縄県信用保証協会保証付融資の借換も可	運転・設備 15年(3年)	取扱金融機関所定金利	0.10
	資金繰り円滑化借換	(対象1) 沖縄県信用保証協会の保証付き融資を借り換えるもの	運転・設備併せて 8,000	運転・設備 10年(6ヵ月)	2.35	0.45～1.00
		(対象2) セーフティネット保証又は 危機関連保証 に関する市町村の認定を受け、かつ借換事業計画書を作成しているもの				0.60
創業者・事業承継支援	事業承継支援貸付	次のいずれかに該当する中小企業者 ① 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の規定による認定を受けたもの ② 認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行うもの	運転・設備併せて 8,000	運転・10年(1年) 設備・15年(1年)	1.70	0.35～0.75
沖縄振興特別措置法関連		次のいずれかの地域又は特別地区において、県知事から措置実施計画の認定又は特定事業を営む法人として認定を受けたもの ① 観光地形成促進地域 ② 情報通信産業振興地域・同特別地区 ③ 産業イノベーション促進地域 ④ 国際物流拠点産業集積地域 ⑤ 経済金融活性化特別地区	運転・設備併せて 15,000	運転・10年(1年) 設備・15年(3年)	1.70	0.60
成長促進支援		ベンチャービジネスを展開する中小企業者、協同組合等 ※経営革新の承認を受けた企業等も対象 ※経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定を受けた企業等も対象 ※J-Startup OKINAWAに選定された企業等も対象	運転・設備併せて 3,000	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	1.50	0.35～0.75
創業者・事業承継支援	創業者支援貸付	独立、開業を行うもの又は開業後5年未満の事業者	運転・設備併せて 2,000	運転・設備 10年(1年)	1.70	0.60
	創業者支援貸付 (経営者保証非提供)	独立、開業を行うもの又は開業後5年未満の法人 ※国の「 スタートアップ創出促進保証 」を適用	運転・設備併せて 2,000	運転・設備 10年(1年)	1.60	0.80

※融資条件等については、年度途中で変更する場合があります。

★小規模企業対策資金において、商工会・商工会議所の経営指導を3ヶ月以上実施した場合、優遇金利の適用が可能です。

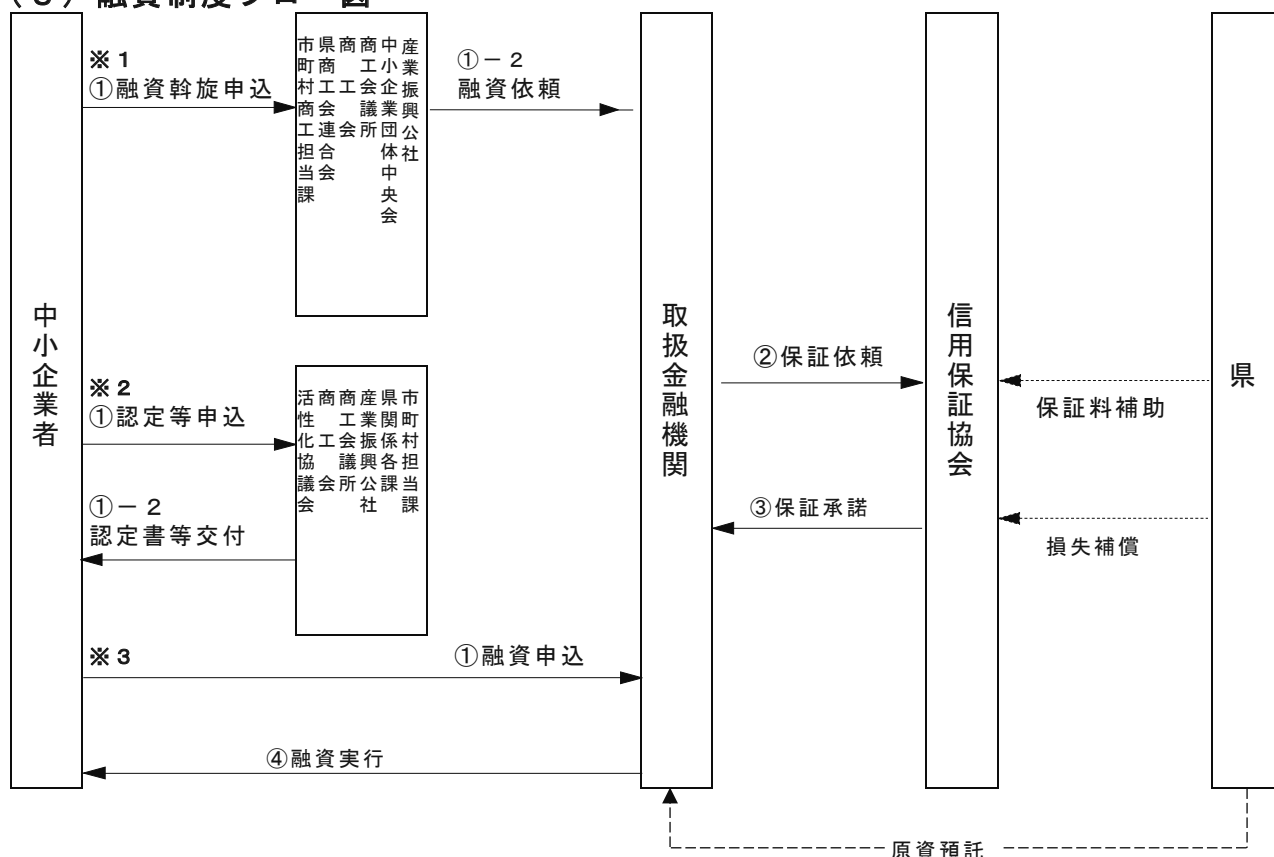
●令和7年4月1日現在、当該資金の取扱いは令和8年3月31日までに沖縄県信用保証協会が保証申込みを受け付けたものまでとなっております。

(2) 必要添付書類等

基本的に次の書類が必要です。**資金によって必要書類が異なる場合もあります**ので、詳しくは沖縄県商工労働部中小企業支援課ホームページ (<https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/shien/1010056/1022724/1025148/1010102.html>) でご確認ください。

申込者本人	連帯保証人
① 事業税納税証明書（事業税の納期が到来していない場合は県民税及び市町村民税納税証明書） ② 最近2年間の受付印のある確定申告書の写し（法人は最近2年間の決算書） ③ 定款及び商業登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項証明書）（法人、協同組合等の場合） ④ 印鑑証明書 ⑤ 見積書、請求書等（設備資金の場合） ⑥ 許可証の写し（許可業種の場合） ⑦ 個人情報の提供に関する同意書 ※ その他金融機関、保証協会が必要とする書類	① 印鑑証明書 ② 個人情報の提供に関する同意書 ※ その他金融機関、保証協会が必要とする書類

(3) 融資制度フロー図



※1 融資あっせん機関にあっせん申込みを行う資金

小規模企業対策資金、新事業分野進出資金、雇用創出促進資金（融資対象1及び2の該当者）、組織強化育成資金（一般貸付）、創業者・事業承継支援資金（創業者支援貸付の融資対象1及び2の該当者）、創業者・事業承継支援資金（創業者支援貸付（経営者保証非提供）の融資対象1の該当者）

（注）雇用創出促進資金は、②保証依頼後、信用保証協会にて審査し③保証承諾の見込みが立った時点で金融機関経由により信用保証協会に対し、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の写しを提出していただきます。

※2 融資対象者となるため認定等の申込みを行う資金

雇用創出促進資金（融資対象3及び4の該当者）、組織強化育成資金（セーフティネット貸付）、中小企業セーフティネット資金（融資対象4～6の該当者）、中小企業再生支援資金、沖縄振興特別措置法関連資金、創業者・事業承継支援資金（事業承継支援貸付）、成長促進支援資金、資金繰り円滑化借換資金（融資対象2の該当者）、

※3 直接取扱い金融機関へ申込みを行う資金

短期運転資金、小規模企業対策資金、小口零細企業資金、経営振興資金、経営者保証非提供促進資金、中小企業セーフティネット資金（融資対象1～3の該当者）、創業者・事業承継支援資金（創業者支援貸付の融資対象3の該当者）、創業者・事業承継支援資金（創業者支援貸付（経営者保証非提供）の融資対象2の該当者）、資金繰り円滑化借換資金（融資対象1の該当者）

※ 小規模企業対策資金は、融資あっせん機関にあっせん申込みを行うか、直接取扱い金融機関へ申込みを行うか選択できるようになりました。

3 主な関係団体一覧

(1) 市町村担当課一覧

令和7年4月1日現在

市町村名	商工担当課	所在地	T E L	F A X
那覇市	商工農水課	900-8585 那覇市泉崎1-1-1	(098) 951-3212	(098) 951-3213
宜野湾市	産業政策課	901-2710 宜野湾市野嵩1-1-1	(098) 893-4464(直通)	(098) 893-4410
石垣市	商工振興課	907-8501 石垣市真栄里672	(0980) 82-1533	(0980) 82-1226
浦添市	産業振興課	901-2501 浦添市安波茶1-1-1	(098) 876-1299 (直通)	(098) 876-9467
名護市	商工・企業誘致課	905-0014 名護市港2-1-1 名護市民会館2階	(0980) 53-7530	(0980) 53-5426
糸満市	商工水産課	901-0392 糸満市潮崎町1-1	(098) 840-8137	(098) 840-8155
沖縄市	商工振興課	904-8501 沖縄市仲宗根町26-1	(098) 929-3300 (直通)	(098) 937-0342
豊見城市	商工観光課	901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1	(098) 850-5876	(098) 850-5343
うるま市	商工振興課	904-2292 うるま市みどり町1-1-1	(098) 923-7634	(098) 923-7623
宮古島市	観光商工課	906-8501 宮古島市平良字西里1140番地	(0980) 73-2690	(0980) 73-2692
南城市	観光商工課	901-1495 南城市佐敷字新里1870番地	(098) 917-5387	(098) 917-5424
国頭村	商工観光課	905-1495 国頭村字辺土名121	(0980) 41-2622	(0980) 41-5910
大宜味村	企画観光課	905-1392 大宜味村字大兼久157	(0980) 44-3007	(0980) 44-3139
東村	企画観光課	905-1292 東村字平良804	(0980) 43-2265	(0980) 43-2457
今帰仁村	経済課	905-0492 今帰仁村字仲宗根219	(0980) 56-2256	(0980) 56-2105
本部町	企画商工観光課	905-0292 本部町字東5	(0980) 47-2700	(0980) 47-4576
恩納村	商工観光課	904-0492 恩納村字恩納2451	(098) 966-1280	(098) 966-1045
宜野座村	観光商工課	904-1392 宜野座村字宜野座296	(098) 968-5125	(098) 968-5037
金武町	商工観光課	904-1292 金武町字金武1	(098) 968-3236	(098) 968-2475
伊江村	商工観光課	905-0503 伊江村字川平519-3	(0980) 49-2906	(0980) 49-5587
読谷村	商工観光課	904-0392 読谷村字座喜味2901	(098) 982-9216	(098) 982-9202
嘉手納町	産業環境課	904-0293 嘉手納町字嘉手納588	(098) 956-1111(内327)	(098) 956-9508
北谷町	経済振興課	904-0192 北谷町桑江一丁目1番1号	(098) 982-7701	(098) 926-2174
北中城村	企画振興課	901-2392 北中城村字喜舎場426番地2	(098) 935-2269	(098) 935-5536
中城村	産業振興課	901-2493 中城村字当間585番地1	(098) 895-2163 (直通)	(098) 895-3048
西原町	産業観光課	903-0220 西原町字与那城140番地の1	(098) 945-4540	(098) 946-6086
与那原町	ブランド推進課	901-1392 与那原町字上与那原16	(098) 945-5323	(098) 944-3365
南風原町	産業振興課	901-1195 南風原町字兼城686	(098) 889-4430	(098) 889-7657
渡嘉敷村	観光産業課	901-3592 渡嘉敷村字渡嘉敷183	(098) 987-2333	(098) 987-2560
座間味村	船舶・観光課	901-3496 座間味村字座間味109	(098) 987-2320	(098) 987-2329
粟国村	経済課	901-3792 粟国村字東483番地	(098) 988-2258	(098) 988-2464
渡名喜村	経済課	901-3692 渡名喜村1917-3	(098) 989-2066	(098) 989-2197
南大東村	産業課	901-3895 南大東村字南144-1	(0980) 22-2037	(0980) 22-2669
北大東村	経済課	901-3992 北大東村字中野218	(0980) 23-4033	(0980) 23-4406
伊平屋村	観光交通課	905-0703 伊平屋村字我喜屋217-27	(0980) 46-2177	(0980) 46-2091
伊是名村	商工観光課	905-0603 伊是名村字仲田177-7番地	(0980) 45-2534	(0980) 45-2823
久米島町	商工観光課	901-3193 久米島町字比嘉2870番地	(098) 985-7131	(098) 985-7080
八重瀬町	農林水産課	901-0401 八重瀬町字東風平1188	(098) 998-4624	(098) 998-2023
多良間村	観光振興課	906-0602 多良間村字仲筋99-2	(0980) 79-2260	(0980) 79-2664
竹富町	政策推進課	907-8503 石垣市美崎町11-1	(0980) 83-0507	(0980) 82-6199
与那国町	企画財政課	907-1801 与那国町字与那国129	(0980) 87-3577	(0980) 87-2079

(2) 商工関係団体一覧

(令和7年4月1日現在)

団体名	代 表 者	所在地	T E L	F A X
沖縄県中小企業団体中央会	会 長 小橋川 篤夫	900-0011 那覇市字上之屋303-8	860-2525	862-2526
沖縄県信用保証協会	会 長 謝花 喜一郎	900-0016 那覇市前島3-1-20	863-5302	863-6805
沖縄県商工会連合会	会 長 米須 義明	沖縄産業支援センター 6 階 (604) (※支援センターの住所は下記)	859-6150	859-6149
沖縄県商工会議所連合会	会 長 石嶺 伝一郎	900-0015 那覇市久茂地1-7-1 琉球総合リース総合ビル6階 (那覇商工会議所内)	868-3758	866-9834
(公財) 沖縄県産業振興公社	理事長 末吉 康敏	沖縄産業支援センター 4 階	859-6255	859-6233
(一社) 沖縄県銀行協会	会 長 山城 正保	900-0032 那覇市松山2-27-1 グレース松山2階	866-5448	866-5564
(一社) 沖縄県経営者協会	会 長 宮城 茂	沖縄産業支援センター 6 階	859-6151	859-6153
(公社) 沖縄県工業連合会	会 長 古波津 昇	沖縄産業支援センター 6 階	859-6191	859-6193
(一社) 沖縄県生産性本部	会 長 大嶺 満	沖縄産業支援センター 4 階	857-0141	857-0142
沖縄経済同友会	代表幹事 瀧辺 美紀 〃 本永 浩之 〃 山城 正保	900-0015 那覇市久茂地3-15-9 (アルテビル那覇2F)	868-8439	868-0787
沖縄県中小企業家同友会	代表理事 宮城 光秀 〃 座間味 亮 (R6. 4. 25総会にて選出)	沖縄産業支援センター 6 階	859-6205	859-6208
沖縄県社会保険労務士会	会 長 新垣 明	900-0016 那覇市前島2-12-12 セントラルコーポ兼陽 2 0 5	863-3180	863-3563
沖縄県酒造組合	会 長 佐久本 学	900-0001 那覇市港町2-8-9	868-3727	861-3733
沖縄県商店街振興組合連合会	理事長 真喜屋 稔	900-0011 那覇市字上之屋303-8	860-2525	862-2526
日本貿易振興機構 沖縄貿易情報センター	所 長 保科 聡宏	沖縄産業支援センター 6 階 (609)	859-7002	859-7456
(一社) 沖縄県貿易協会	会 長 新垣 旬子	900-0033 那覇市久米2-11-13 (新垣通商ビル 2 F)	866-9183	866-9219
(一社) 沖縄県中小企業診断士協会	代表理事 銘苅 康弘	沖縄産業支援センター 3 階 (314)	917-0011	917-0022
(一社) 沖縄県発明協会	会 長 座間味 勲	沖縄産業支援センター 6 階	859-6191	
(社) 沖縄県溶接協会	会 長 比嘉 広明	904-2234 うるま市字州崎12-2	934-9565	934-9545
沖縄県 J I S 協会	会 長 島袋 等	沖縄産業支援センター 6 階	859-6195	859-6195
商工組合中央金庫那覇支店	支店長 宮田 知幸	900-0015 那覇市久茂地2-22-10	866-0196	863-7831
(公社) 日本青年会議所沖縄地区協議会	会 長 中本 泰一郎	901-0145 那覇市高良3-9-5	858-1110	858-1010
沖縄砂利採取事業協同組合	理事長 古堅 優	901-2227 宜野湾市宇地泊3-8-7	890-2904	890-2905
(一社) 沖縄県情報産業協会	会 長 天久 進	西原町千原1番地 琉球大学 地域創生総合研究棟3階304号室	943-4641	943-4642
(株) 沖縄県物産公社	代表取締役社長 比嘉 徹	沖縄産業支援センター 7 階	859-6456	859-6330
(株) 沖縄産業振興センター	代表取締役社長 米須 義明	沖縄産業支援センター 3 階	859-6231	859-6232
(一財) 南西地域産業活性化センター	会 長 大嶺 満	900-0015 那覇市久茂地3-15-9 アルテビル那覇 2 F	866-4591	869-0661
沖縄県生コンクリート工業組合	理事長 運天 先俊	900-0001 那覇市港町2-14-1	868-2662	863-2511
沖縄県衣類縫製品工業組合	代表理事 大城 直也	900-0023 那覇市楚辺1-10-36	836-4700	836-4721
(一財) 沖縄ITイノベーション戦略センター	理事長 稲垣 純一	900-0029 那覇市旭町112-1 金秀ビル 東館 2 階	953-8154	953-8275

※ 沖縄産業支援センターの住所：901-0152 那覇市字小禄1831-1

(3) 商工会・商工会議所一覧

①商工会議所

(令和7年4月1日現在)

No.	団体名	代表者名	郵便番号	所在地	TEL	FAX
1	那覇商工会議所	会頭 金城 克也	900-0015	那覇市久米2-2-10 中小企業振興会館3階	098-868-3758	098-866-9834
2	沖縄商工会議所	会頭 宮里 敏行	904-0004	沖縄市中央4-15-20	098-938-8022	098-938-2755
3	宮古島商工会議所	会頭 根路銘 康文	906-0012	宮古島市平良字西里240-2 3階	0980-72-2779	0980-73-1543
4	浦添商工会議所	会頭 又吉 康多郎	901-2567	浦添市勢理客4-13-1	098-877-4606	098-877-4677

②商工会連合会・商工会

	団体名	代表者名	郵便番号	所在地	TEL	FAX
1	沖縄県商工会連合会	会長 米須 義明	901-0152	那覇市字小禄1831-1(産業支援センター6階604号)	098-859-6150	098-859-6149
1	宜野湾市商工会	会長 長堂 昌太郎	901-2224	宜野湾市真志喜1-11-11	098-897-0111	098-897-9467
2	石垣市商工会	会長 大瀨 達也	907-0013	石垣市浜崎町1-1-4	0980-82-2672	0980-83-4369
3	名護市商工会	会長 山端 康成	905-0017	名護市大中1-19-24	0980-52-4243	0980-53-7204
4	糸満市商工会	会長 上原 長榮	901-0361	糸満市字糸満2075	098-992-2816	098-992-3544
5	豊見城市商工会	会長 上原 直彦	901-0242	豊見城市字高安358-2	098-850-2060	098-850-0462
6	うるま市商工会	会長 宮平 孝也	904-2312	うるま市川崎468 いちゅい具志川じんぶん館2F 201号室	098-978-3168	098-978-3940
7	南城市商工会	会長 津波古 孝弥	901-1403	南城市佐敷字佐敷43	098-947-1283	098-947-6559
8	国頭村商工会	会長 宮城 力	905-1411	国頭村字辺土名264-1	0980-41-5116	0980-41-2996
9	大宜味村商工会	会長 宮城 弘隆	905-1303	大宜味村字喜如嘉320	0980-44-3442	0980-44-3343
10	東村商工会	会長 大城 照政	905-1204	東村字平良809-1	0980-43-2931	0980-43-2503
11	今帰仁村商工会	会長 高田 勝	905-0401	今帰仁村字仲宗根99-3	0980-56-4474	0980-56-2796
12	本部町商工会	会長 松田 泰昭	905-0212	本部町字大浜881-1	0980-47-2749	0980-47-4574
13	恩納村商工会	会長 平安名 盛智	904-0411	恩納村字恩納419-3	098-966-8258	098-966-2435
14	宜野座村商工会	会長 宜野座 盛克	904-1302	宜野座村字宜野座1213	098-968-8337	098-968-2301
15	金武町商工会	会長 上原 恵子	904-1201	金武町字金武4090-1	098-968-2491	098-968-4725
16	伊江村商工会	会長 知念 政宏	905-0503	伊江村字川平519-3 (はにくすにホール棟)	0980-49-2742	0980-49-5756
17	読谷村商工会	会長 仲座 一正	904-0302	読谷村喜名2346-11 読谷村地域振興センター2階	098-958-4011	098-958-4012
18	嘉手納町商工会	会長 東江 清隆	904-0203	嘉手納町字嘉手納259	098-956-2810	098-956-8414
19	北谷町商工会	会長 米須 義明	904-0101	北谷町字上勢頭837-1	098-936-2100	098-936-8845
20	北中城村商工会	会長 池間 勝	901-2303	北中城村字仲順432	098-935-3939	098-935-2978
21	中城村商工会	会長 奥濱 一樹	901-2406	中城村字当間140-5	098-895-2136	098-895-2166
22	西原町商工会	会長 下地 浩之	903-0122	西原町字小橋川1-5	098-945-6136	098-946-6627
23	与那原町商工会	会長 當間 卓	901-1303	与那原町字与那原3090-8	098-945-3513	098-945-7502
24	南風原町商工会	会長 金城 宏孝	901-1112	南風原町字本部158	098-889-6121	098-889-4313
25	久米島商工会	会長 園田 眞理	901-3121	久米島町字嘉手苺658-1	098-985-2630	098-985-2740
26	渡嘉敷村商工会	会長 古波蔵 善之助	901-3501	渡嘉敷村字渡嘉敷346番地	098-987-2430	098-987-2798
27	座間味村商工会	会長 宮平 清志	901-3402	座間味村字座間味109番地	098-896-4321	098-987-2340
28	南大東村商工会	会長 山内 昌安	901-3806	南大東村字池之沢347-5	09802-2-2184	09802-2-2194
29	伊平屋村商工会	会長 宮城 普巳嗣	905-0703	伊平屋村字我喜屋217-27	0980-46-2912	0980-46-2964
30	伊是名村商工会	会長 東江 源也	905-0602	伊是名村字仲田1385番地 1	0980-45-2475	0980-45-2306
31	八重瀬町商工会	会長 仲座 哲男	901-0512	八重瀬町字具志頭1番地	098-998-4334	098-998-6743
32	宮古島市伊良部商工会	会長 奥濱 剛	906-0501	宮古島市伊良部前里添645-1	0980-78-6202	0980-78-5060
33	竹富町商工会	会長 屋宜 靖	907-0012	石垣市美崎町11番地 1 3階	0980-82-5616	0980-83-3287
34	与那国町商工会	会長 杉本 和信	907-1801	与那国町字与那国59-3	0980-87-2944	0980-87-2160

(4) 労働関係機関・団体一覧

令和7年4月1日現在

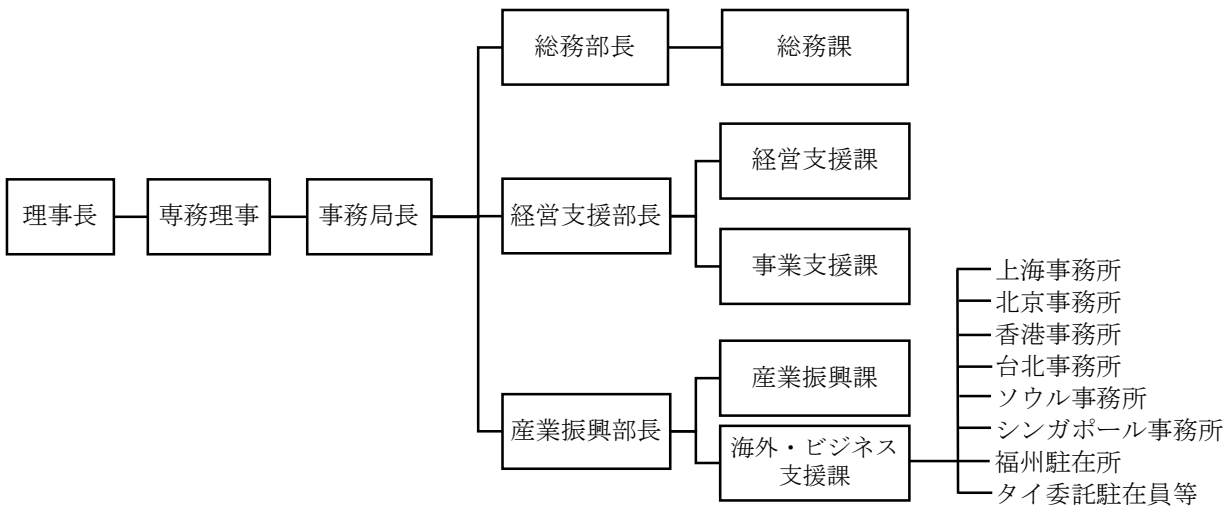
区分		団体・機関名	所在地	連絡先
労働関係	労働福祉団体	沖縄県労働金庫	900-0029 那覇市旭町1-9	098-861-0118
		(公財)沖縄県労働者福祉基金協会	900-0021 那覇市泉崎2-105-18官公労共済会館5階	098-996-4170
		沖縄県勤労者互助会	900-0021 那覇市泉崎1-19-3 ライオンズマンション泉崎102	098-943-9750
		(一財)沖縄駐留軍離職者対策センター	904-0034 沖縄市山内4丁目1-40-2F	098-923-0033
		(公財)沖縄中部勤労者福祉サービスセンター	904-0014 沖縄市仲宗根町35-8	098-929-4001
	労働団体	日本労働組合総連合会沖縄県連合会	900-0036 那覇市西3-8-14	098-866-8905
		沖縄県労働組合総連合	900-0026 那覇市奥武山町26-24 奥武山マンション201	098-859-2110
	使用者団体	(一社)沖縄県経営者協会	901-0152 那覇市字小禄1831-1 (産業支援センター内)	098-859-6151
		沖縄県商工会議所連合会	900-0033 那覇市久米2-2-10	098-868-3758
		沖縄県商工会連合会	901-0152 那覇市字小禄1831-1 (産業支援センター内)	098-859-6150
		沖縄県中小企業団体中央会	900-0011 那覇市字上之屋303-8	098-860-2525
		沖縄県中小企業家同友会	901-0152 那覇市字小禄1831-1 (産業支援センター内)	098-859-6205
		(公社)沖縄県工業連合会	901-0152 那覇市字小禄1831-1 (産業支援センター内)	098-859-6191
		(一社)沖縄県建設業協会	901-2131 浦添市牧港5-6-8	098-876-5211
		(一社)沖縄県生産性本部	901-0152 那覇市字小禄1831-1 (産業支援センター内)	098-857-0141
	厚生労働省関係団体	厚生労働省	100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館	03-5253-1111
		(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	261-8558 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2	043-213-6000
		(独)労働者健康安全機構	211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1	044-431-8600
		中小企業退職金共済事業本部	170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1	03-6907-1234
		建設業退職金共済事業本部	170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1	03-6731-2841
		(公財)介護労働安定センター	116-0002 東京都荒川区荒川7-50-9-5階 (502A号室)	03-5903-3041
		(一社)日本勤労青少年団体協議会	181-0013 東京都三鷹市下連雀3-37-31	0442-29-8071
		(公財)産業雇用安定センター	136-0071 東京都江東区亀戸2-18-10-5階	03-5627-3600
		(一財)女性労働協会	105-0014 東京都港区芝2-27-8	03-3456-4410
	県内関係団体	グッジョブセンターおきなわ	900-0021 那覇市泉崎1丁目20番1号 カフーナ旭橋A街区 6F	098-865-5006
		沖縄県キャリアセンター	900-0021 那覇市泉崎1丁目20番1号 カフーナ旭橋A街区 6F (グッジョブセンターおきなわ内)	098-866-5465
		(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 沖縄職業能力開発促進センター	904-0105 北谷町吉原728-6	098-936-1755
		沖縄職業能力開発大学校	904-2141 沖縄市池原2994-2	098-934-6282
		沖縄県職業能力開発協会	900-0036 那覇市西3-14-1	098-862-4278
		(一社)沖縄産業開発青年協会	905-1204 東村平良380-1	0980-43-2118
		建設業退職金共済沖縄県支部	901-2131 浦添市牧港5-6-8 (沖縄建設会館2階) (九州沖縄トラック研修会館3階)	098-876-5214
		(一社)沖縄県労働基準協会	900-0001 那覇市港町2-5-23	098-868-2826
		(独)駐留軍等労働者労務管理機構沖縄支部	904-0202 嘉手納町宇屋良1058-1	098-921-5531
		沖縄県女性就業・労働相談センター	900-0021 那覇市泉崎1丁目20番1号 カフーナ旭橋A街区 6F (グッジョブセンターおきなわ内)	098-863-1788

区 分		団 体 ・ 機 関 名	所 在 地	連 絡 先
労 働 関 係 機 関 団 体	厚 生 働 働	沖縄労働局	900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎)	
		総務課		098-868-4003
		雇用環境・均等室		098-868-4380
		監督課		098-868-4303
		職業安定課		098-868-1655
		職業対策課		098-868-3701
	省 地 方 支 部 他	中労委事務局沖縄分室	900-0022 那覇市樋川 1-15-15 (那覇第1合同庁舎)	098-854-7433
		沖縄労働基準監督署	904-0003 沖縄市住吉1-23-1 (沖縄労働総合庁舎)	098-982-1263
		名護労働基準監督署	905-0011 名護市宮里452-3 (名護地方合同庁舎)	0980-52-2691
		宮古労働基準監督署	906-0013 宮古島市平良字下里1016 (平良地方合同庁舎)	0980-72-2303
		八重山労働基準監督署	907-0004 石垣市登野城55-4 (石垣地方合同庁舎)	0980-82-2344
		那覇公共職業安定所	900-8601 那覇市おもろまち1-3-25 (沖縄職業総合庁舎1～3階)	098-866-8609
		ハローワークプラザ那覇	900-0021 那覇市泉崎1丁目20番1号 カフーナ旭橋 A街区 6F	098-867-8010
		沖縄公共職業安定所	904-0003 沖縄市住吉1-23-1	098-939-3200
		ハローワークプラザ沖縄	904-0004 沖縄市中央2-28-1 (コリンザ3階)	098-939-8010
		名護公共職業安定所	905-0021 名護市字東江4-3-12	0980-52-2810
		宮古公共職業安定所	906-0013 宮古島市平良字下里1020	0980-72-3329
		八重山公共職業安定所	907-0004 石垣市字登野城55-4	0980-82-2327
		その他	900-0006 那覇市おもろまち1-3-25 (沖縄職業総合庁舎5階)	098-861-1254
		(公財)介護労働安定センター 沖縄支部	900-0016 那覇市前島3-25-5 (アネックスビル1階)	098-869-5617
		(公財)産業雇用安定センター 沖縄事務所	900-0032 那覇市松山1-1-19 (JPR那覇ビル8階)	098-860-0750

4 主な関係機関等の概要

(1) 公益財団法人沖縄県産業振興公社

令和7年4月1日現在

1. 概 要 県内商工業の設備の近代化及び下請取引の円滑化を図るとともに、情報の収集、提供などを行って、商工業の生産技術の向上及び経営の合理化を促進し、もって本県産業の健全な発展に寄与することを目的として、県が設立した公益法人である。	
2. 組 織 	
3. 事業内容（一部）	
機械類貸与事業	小規模企業等の創業及び経営基盤強化に必要な設備導入を促進する。
中小企業総合支援事業（中小企業支援センター事業）	経営革新を図る中小企業者や創業を目指す起業家等に対し、ワンストップサービスによる経営支援を行うための体制を整備し、窓口相談、専門家派遣、課題解決集中支援、販路開拓等のフォローアップ支援等を行う。
海外事務所活動支援事業	県内企業の海外経済交流を促進するため、海外事務所（台北、北京、上海、香港、ソウル、シンガポール）、福州駐在所及び委託駐在員（ベトナム、インドネシア、タイ、オーストラリア、フランス、マレーシア、フィリピン）等の活用により、海外情報の収集・提供、海外の市場調査、観光客の誘客、県産品の販路拡大、企業誘致活動等を行う。また、海外ビジネスセミナー等の開催を通して、県内企業の海外展開等を促進する。
アジア・ビジネス・ネットワーク事業	アジアにおけるビジネス・ネットワークを構築するため、海外企業と県内企業双方のビジネスニーズ実現に向けた連携の推進、県内企業の海外展開、海外企業の誘致等を促進する。
プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業	県内企業への積極的な訪問により、経営課題の掘り起こしを行うとともに課題解決に必要な人材とのマッチング支援を行う。
企業研修・リスクینگ実践事業	産業人材育成に積極的な県内企業に対して、専門家支援の下、課題の抽出を行い、企業自ら人材育成するための意識向上を図る集合型研修（セミナー）を実施し、企業が策定した「稼ぐ力人材育成計画」を実践するために要する研修等に対して補助支援を行う。
沖縄国際物流ハブ活用推進事業	沖縄国際物流ハブ機能を活用した産業振興を図るため、県内事業者等の行う商流面における海外展開を支援し、県産品等の輸出拡大に繋げる。県産品の海外展開支援のための補助金やセミナー、物流ハブ機能の認知度向上のための商談会等に取り組む。
4. 問い合わせ先 〒901-0152 那覇市宇小禄 1831-1 沖縄産業支援センター 4 階 TEL 098-859-6255 FAX 098-859-6233 HP https://okinawa-ric.jp mail: info@okinawa-ric.or.jp	

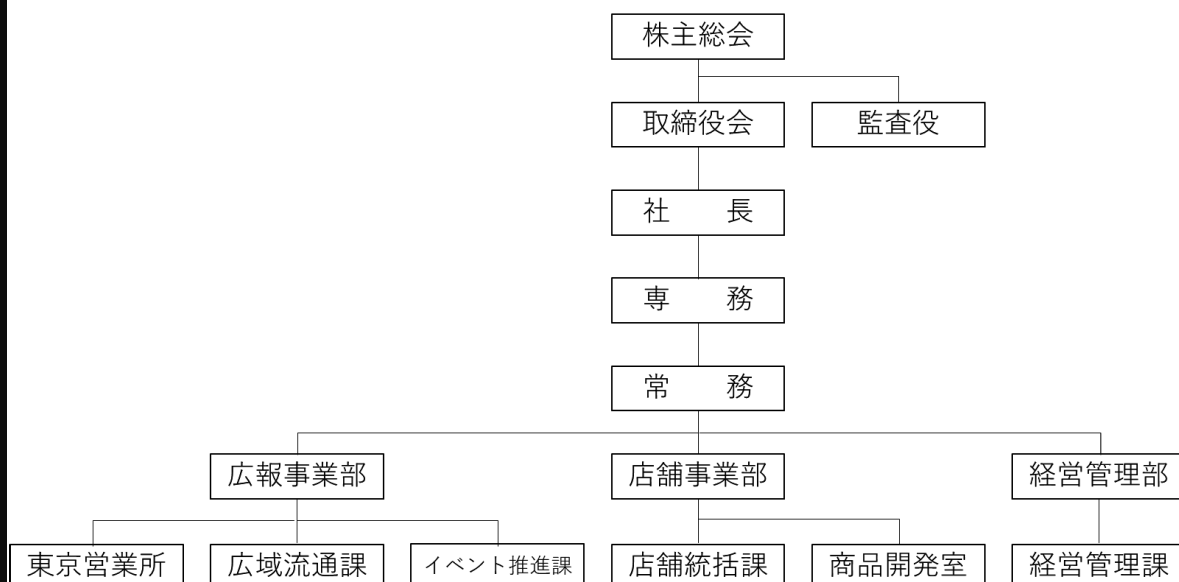
(2) 株式会社沖縄県物産公社

令和7年4月1日現在

1. 概要

沖縄県産品の販売促進と県内製造業への県外市場情報の提供および海外からの原材料供給等を通して、マーケティングによる本県地場産業の振興を図ることを目的に設立された、沖縄県等が出資する第三セクターである。

2. 組織



3. 事業内容

- | | |
|----------------------|----------------|
| ①物産展・見本市・商談会などの企画・実施 | ②県産品の卸売及び小売 |
| ③新商品の企画開発、既存商品の改良 | ④流通情報の収集・分析・提供 |
| ⑤県産品の宣伝紹介 | ⑥県・市町村からの受託業務 |
| ⑦通信販売事業 | ⑧アンテナショップ経営 |
| ⑨全国特産品の卸売及び小売等 | |

4. 主な事業実績

平成5年の設立以来、アンテナショップ展開を始め、沖縄県の委託による県外・海外物産展及び見本市、商談会を開催しているほか、独自で物産展を開催するとともに、卸取引や通信販売でも県産品の販路拡大に努めている。

5. 販売ネットワーク営業所・店舗

- ①東京営業所（卸） ②大阪営業所（卸） ③札幌わしたショップ ④銀座わしたショップ 本店
⑤わしたショップ イオンタウン kaze ⑥名古屋わしたショップ ⑦わしたショップ リンクスワグ 店
⑧わしたショップ 国際通り店 ⑨那覇空港わしたショップ ⑩その他：特約店

6. 問い合わせ先

〒901-0152 那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター 7 階
TEL 098-859-6456 FAX 098-859-6330
Mail : info@washita.co.jp HP : <https://www.washita.co.jp/>

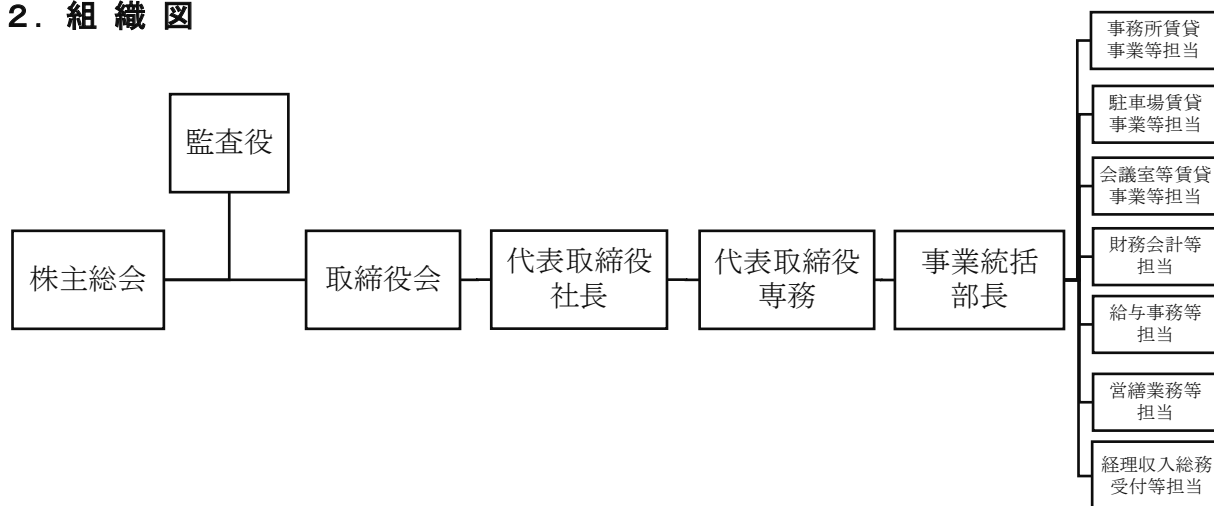
(3) 株式会社沖縄産業振興センター

令和7年4月1日現在

1. 概要

各種産業支援団体を集積した沖縄県の産業振興の拠点である「沖縄産業支援センター」を管理運営する沖縄県等が出資する第三セクターである。

2. 組織図



3. 業務内容

①沖縄産業支援センターの管理・運営

- (1) 採算性の確保
 - ・施設の入居促進、会議室の利用促進 等
- (2) 施設等の管理・運営
 - ・施設、駐車場の整備 等
- (3) ソフト機能の充実
 - ・講習会、説明会開催 等

4. 沖縄産業支援センターの施設・機能

地域プラットフォーム施設、インキュベート施設、民間(オフィス)施設、ホール、観光物産展示場、会議室、売店、保育園、他

5. 問い合わせ先

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831番地1
沖縄産業支援センター301室
TEL 098-859-6231 FAX 098-859-6232
<https://www.okinawa-sangyoushien.co.jp/>

(4) 一般社団法人沖縄県情報産業協会（I I A）

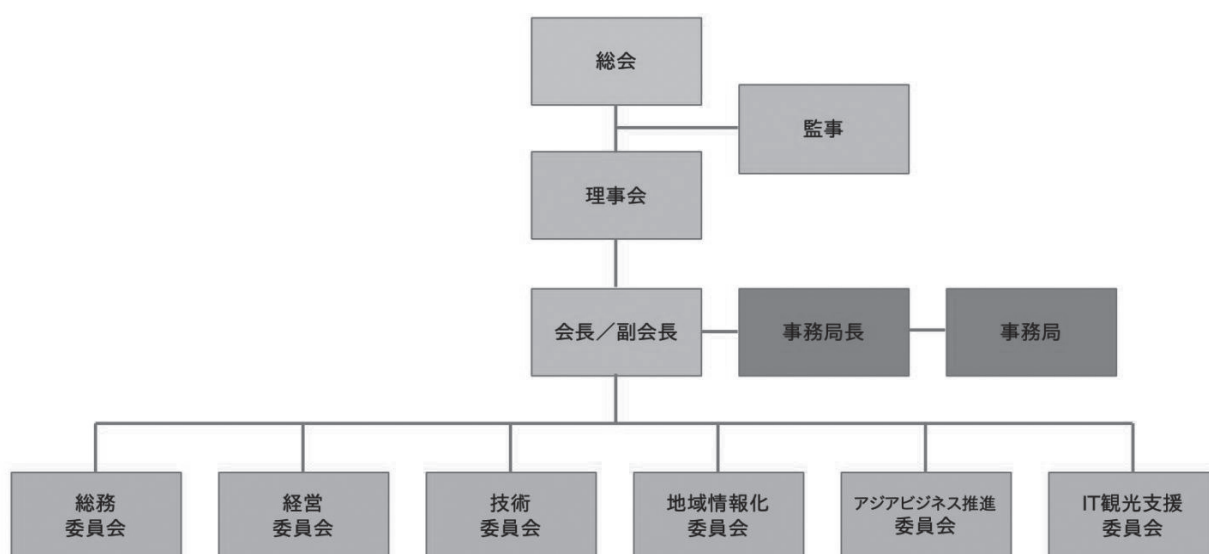
令和 7 年 4 月 1 日現在

1. 概 要

昭和 62 年 11 月、ソフトウェア開発に携わる県内企業 10 社が発起人となり任意団体の沖縄県ソフトウェア産業振興協会を設立。平成 12 年 3 月に、社団法人沖縄県情報産業協会として認可され、平成 25 年 4 月に公益社団法人に移行しました。地域情報化に関する調査・研究、人材育成及び技術開発を推進する事業等を通じ、本県情報関連産業の健全な発展を図るとともに、県内産業の高度情報化を推進し、もって地域経済・社会の活性化及び県民生活の向上に寄与することを目的としています。令和 2 年 4 月には一般社団法人に移行しました。

2. 組 織

一般社団法人 沖縄県情報産業協会 組織図



3. 事業内容

- (1) 情報通信関連産業の振興に関する事業
- (2) 情報通信関連産業に関する技術の研究開発及び研修教育事業
- (3) 情報通信関連産業の経営基盤の確立に関する事業
- (4) 地域情報化に関する調査及び啓蒙普及事業
- (5) 情報通信関連産業に関する国内交流事業及び国際交流事業
- (6) 情報通信関連産業に関する関係機関との協力・連携事業
- (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

総務委員会

- ・協会の広報・啓発活動に関すること
- ・広報誌・機関誌の発行に関すること
- ・ホームページの管理、運営に関すること
- ・IT 関連産業における人材の確保に関すること
- ・IT 関連企業の福利・厚生に関すること
- ・職場環境の改善に関すること
- ・関係団体との交流促進に関すること
- ・会員の交流推進に関すること

技術委員会

- ・IT 技術の調査・研究に関すること
- ・IT 技術の活用促進及び啓蒙・普及に関すること
- ・IT 技術開発に伴う人材育成に関すること
- ・他産業における IT 活用の促進に関すること
- ・関係団体との技術交流に関すること

経営委員会	・ IT 産業の経営基盤の向上に関する事 ・ IT 需要の拡大に関する事 ・ ビジネスチャンスの拡大に関する事 ・ IT 経営人材の育成に関する事 ・ 異業種交流に関する事
地域情報化委員会	・ 市町村の情報化推進に関する事 ・ 県民の情報リテラシー向上に関する事 ・ IT ユーザー教育・研修に関する事 ・ IT コーディネーターとの連携に関する事
アジアビジネス 推進委員会	・ アジア諸国との情報連携、人材交流に関する事 ・ 沖縄県の優位性を生かしたビジネスモデル構築に関する事
IT 観光支援委員会	・ 社会インフラとしての IT 利活用と観光産業支援 ・ 県内 IT 企業と観光産業関連企業、団体との連携および情報交換

4. 問合わせ先

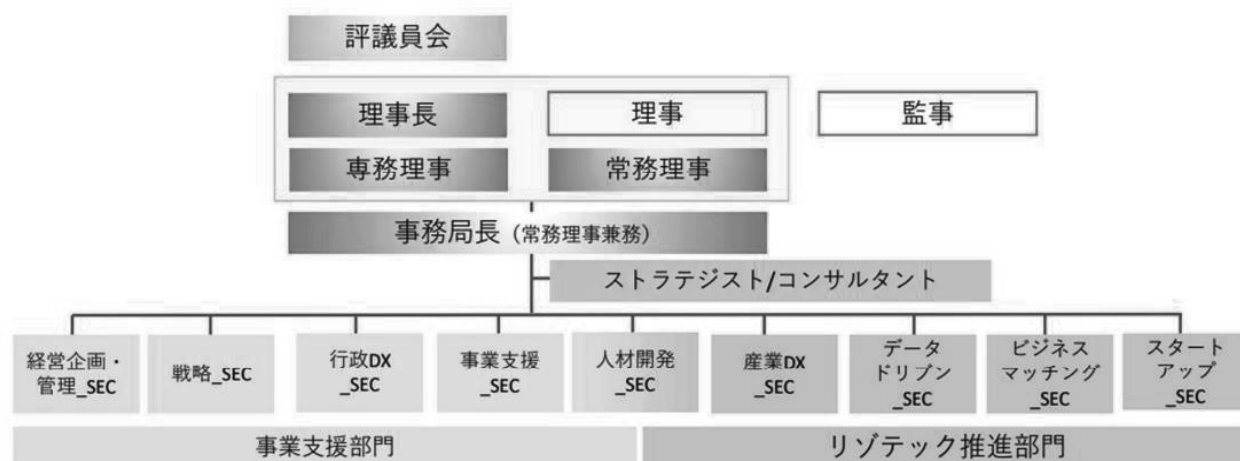
〒903-0213 西原町千原 1 番地
 琉球大学 地域創生総合研究棟 3 階 304 号室
 TEL : 098-943-4641 FAX : 098-943-4642
<https://www.iaa-okinawa.or.jp/>

(5) 一般財団法人沖縄 IT イノベーション戦略センター (ISC0) 令和 7 年 4 月 1 日現在

1 概要

県の産業支援機関として、IT の活用による県内産業全体の振興を図る役割を担うことを目的に平成 30 年 5 月に設立。
IT がもたらすイノベーションを、沖縄の強み・特色産業である観光業、物流業、製造業、農業、金融業など各産業分野へ応用し、産業全体の振興を図るとともに、実証事業や事業マッチングを通じて得た新ビジネス、新サービスの全国、全世界への展開を目指す。

2 組織



3 事業内容

リゾテック推進部門	(1) ITビジネスの創出及び拡大支援に関する事項 (2) IT企業の海外展開支援に関する事項 (3) 主要産業の企業とIT企業とのビジネスマッチングに関する事項 (4) 先進的ITを活用した実証の場の構築及び提供に関する事項 (5) ITの導入支援に関する事項 (6) ITを活用したビジネスモデル構築支援に関する事項 (7) スタートアップ支援に関する事項 (8) インキュベーション施設やコワーキング施設との連携に関する事項 (9) IT人材及びIT活用人材の育成に関する事項 (10) 沖縄とアジアを結ぶビジネス交流のための人的ネットワークの構築等に関する事項 (11) 国際的なIT見本市・商談会等の開催・誘致に関する事項 (12) 情報通信関連企業の誘致・活性化に関する事項 (13) データの分析・利活用に関する事項 (14) 県内IT企業が行う技術者の人材獲得、就労支援に関する事項 (15) その他、前各号に付帯する業務に関する事項
事業支援部門	(1) 評議員会に関する事項 (2) 理事会に関する事項 (3) 当法人の活動に必要な情報収集・分析に関する事項 (4) 当法人の活動に必要な調査研究に関する事項 (5) ITの活用による産業成長戦略等の構築及び提言に関する事項 (6) 先端的・革新的な技術シーズや最新のビジネストrend等の情報発信に関する事項 (7) 研究機関や産業支援機関との交流・連携に関する事項 (8) ITを活用して産業等の課題解決を図るためのネットワーク構築に関する事項 (9) 情報通信費の低減化支援に関する事項 (10) 行政機関の保有するネットワークシステムの管理・保守等に関する事項 (11) ITインフラの活用・運営に関する事項 (12) 行政のデジタル化の支援に関する事項 (13) 広報に関する事項 (14) 会員向け講演会・セミナー等の企画及び開催に関する事項 (15) 定款及び諸規程に関する事項

4 問い合わせ先

〒900-0029 那覇市旭町 112-1
金秀ビル 東館 2 階
TEL : 098-953-8154 FAX : 098-953-8275
<https://isc-okinawa.org>

令和7年度 商工労働部施策の概要

令和7年10月発行

編集発行 沖縄県商工労働部産業政策課

〒900-8570

那覇市泉崎1丁目2番2号

T E L (098)866-2330

F A X (098)866-2440